

# 令和5年度 都市再開発方針の策定に係る検討業務 提案説明書

この提案説明書は、札幌市が実施する「令和5年度 都市再開発方針の策定に係る検討業務」の公募型企画競争（プロポーザル方式）の実施に関して、企画提案者（以下「提案者」という。）の創造性、企画力及び業務経験等を適正に審査し、本業務の内容に最も適した受託者を選定するため、必要な事項を定めることを目的とする。当該企画競争については、札幌市契約規則、札幌市物品等又は特定役務の調達事務の特例を定める規則その他関係法令に定めるもののほか、この提案説明書によるものとする。

## 1 業務名

令和5年度 都市再開発方針の策定に係る検討業務

## 2 背景と目的

札幌市では、まちづくりにおける都市戦略を実現するとともに都市が抱える様々な課題に対応し、都市の健全な機能更新と価値の向上を目的とし、計画的な再開発を促進することをねらいとして、都市計画法及び都市再開発法に基づき、平成28年3月に「札幌市都市再開発方針（以下「方針」という。）」を策定した。

方針では、「魅力的で活力ある都心の創造」、「個性あふれ生活を豊かにする拠点の形成」、「生活の基盤となる持続可能なまちづくりの推進」を基本目標に掲げており、札幌市では、これら基本目標や方針に定める整備方針、その他まちづくりに関する計画等の実現に向けて「第一種市街地再開発事業（以下「再開発事業」）という。」や「優良建築物等整備事業（以下「優建事業」という。）」を施行してきたほか、その他の都市開発を支える取組についても方針との整合が図られてきたところである。

また、札幌市では、都心部をはじめ老朽化した都市基盤のリニューアルや北海道新幹線の札幌延伸・開業、平成30年北海道胆振東部地震をはじめ頻発する自然災害への対策、脱炭素社会の形成や民間施設のバリアフリー化の推進など、都市空間に関わる動向や課題を含む様々な社会経済情勢の変化を踏まえ、令和4年10月にまちづくりの基本的な指針である「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン（以下「2次ビジョン」という。）」のビジョン編を策定し、令和5年3月には2次ビジョン策

定に係る審議会より戦略編の答申が示されたところである。

こうした2次ビジョンの策定状況、及び令和7年度に方針の対象期間として見据えた10年目を迎えることを踏まえ、2次ビジョンで掲げるまちの姿の実現を目指していくため、今後の札幌市の再開発に求められる視点や進め方を明らかにし、より一層、官民が連携した再開発を通じまちづくりが進んでいくよう、次期方針の策定に向けた検討を行う必要がある。

次期方針の策定に関し、現行方針においては、都心に加え、地域交流拠点や地下鉄駅周辺を特に多くの公共貢献が期待される地区と位置付け、民間の建替え更新に合わせて積極的に公共貢献を求めていくとしてきたことから、それらの状況を分析するため、令和4年度に地域交流拠点や地下鉄駅周辺に係る現況・動向等の調査を行ったところである。

本業務では、昨年度調査の成果を検討材料の1つとしながら、札幌市の再開発を取り巻く現状と課題を適切に把握し、把握した現状と課題をもとに次期方針下における基本目標を検討するとともに、検討した基本目標を踏まえた地区指定、指定した地区ごとの再開発を通じたまちづくりの進め方、及び再開発を通じたまちづくりを進めるための支援の在り方について、一体的に方向性を検討することを目的とする。

### 3 提案の前提条件

次の点に留意して提案を行うこと。

#### (1) 次期方針の対象期間

次期方針について、令和7年度中に策定し、その対象期間は策定から概ね10年後である令和17年度までを想定していること。

#### (2) 本説明書における「再開発」の定義と「誘導する手法」について

現行方針の本書P3「第1章 都市再開発方針とは」「5 再開発の定義と誘導する手法」を参照すること。

#### (3) 業務対象エリア

都市計画区域内の市街化区域内とする。

## 4 業務内容

### (1) 札幌市の再開発を取り巻く現状と課題の総括及び次期方針の基本目標の検討

下記ア～エの項目について整理を行い、札幌市の再開発を取り巻く現状と課題を総括すること。また、総括を踏まえて、次期方針の対象期間中に特に取り組むべきこと（重点テーマ）を明らかにしたうえで、基本目標を検討すること。

なお、次期方針の基本目標の検討に際して、次期方針の効果を最大限発揮するために必要な場合は、委託者と協議の上、上記「3 提案の前提条件」「(1) 次期方針の対象期間」と異なる期間を設定することを妨げない。

#### ア 国及び札幌市の政策動向の把握

再開発に係る国及び札幌市の政策動向の変遷（現状及び今後の動向を含む）を適切に把握し、国レベル及び札幌市レベルの再開発の役割について整理すること。

#### イ 主な公共貢献の整理

上記アの結果やその他必要な資料や情報の収集を通じて、次期方針下において再開発に求められる主な公共貢献を整理すること。

#### ウ 主な都市開発動向の把握

次期方針の対象期間中及びその前後の期間における主な都市開発動向について整理すること。整理対象について、開発主体は民間か公共かを問わないこととし、民間プロジェクトや札幌市のまちづくり関係計画による事業など「個別事業の視点」と、全市的な建て替え動向など「面的整備の視点」の2つの視点を含めること。

#### エ 現行方針に係る評価検証

下記(ア)～(ウ)の項目について評価検証を行うこと。

##### (ア) 「誘導する手法」に係る実績検証

現行方針下及び現行方針に関連して施行された再開発事業や優建事業をはじめとする「誘導する手法」について、下記①、②のとおり実績検証を行うこと。実績検証を行う「誘導する手法」の範囲について、下表1に示す事業を含めること。

##### ①個別事業の効果分析

「誘導する手法」について、定量的及び定性的に効果分析を行うこと。なお、事業完了前の事業に係る効果分析については、業務実施時の各事業の進

抄等に合わせ可能な範囲で実施すること。

② 全体的な施策実績の傾向に係る検証

上記「個別事業の効果分析」等を通じて、全体的な施策実績に係る検証を行うこと。

下表 1

No	事業名	事業年度
■ 第一種市街地再開発事業		
1	札幌創世1.1.1区北1西1地区	平成26年度～令和元年度
2	北4東6周辺地区	平成27年度～令和4年度
3	南2西3南西地区	平成27年度～令和5年度（予定）
4	北3東11周辺地区	平成30年度～令和4年度
5	北8西1地区	令和元年度～令和5年度（予定）
■ 優良建築物等整備事業		
1	大通東4地区	平成26年度～平成27年度
2	北2西3北地区	平成26年度～平成28年度
3	北3西3南地区	平成30年度～令和元年度
4	苗穂駅北口西地区	平成30年度～令和2年度

(イ) 現行方針の達成状況に係る検証

現行方針で定める1号市街地、整備促進地区及び2号地区の現行方針下における開発動向について整理し、現行方針で定める「1号市街地・整備促進地区の方針」及び「2号地区の整備又は開発の計画の概要」の達成状況について検証すること。

(ウ) 運用上の課題整理

委託者が過去に実施した調査の成果物や「(3) 実務担当者協議の設定及び有識者会議の進め方検討」の「ア 実務担当者協議の設定」などを通じて、現行方針の運用上の課題を整理すること。

(2) 地区指定、まちづくりの進め方及び支援の在り方の一体的な方向性検討

上記「(1) 札幌市の再開発を取り巻く現状と課題の総括及び次期方針の基本目標の検討」を踏まえて、次期方針における下記のア～ウについて一体的に方向性の検討を行うこと。

ア 地区指定の検討

現行方針における「都市戦略」「都市改善」の視点のように、次期方針における地区指定の視点と考え方を整理したうえで、1号市街地、整備促進地区及び2号地区の指定について検討を行うこと。地区指定については、指定の考え方と大まかな位置を図に示す程度とし、詳細な図の作成は求めない。また、指定した地区について、1号市街地及び整備促進地区については「整備方針」、2号地区については「整備又は開発の計画の概要」の考え方を整理すること。なお、地区指定の検討に際して、市街化調整区域も含めて検討が必要な場合には委託者と協議のうえ検討を行うこと。

#### イ 再開発を通じたまちづくりの進め方の検討

地区指定の段階ごと（1号市街地、整備促進地区及び2号地区）や、同じ地区指定の段階であっても地区ごとに特性が異なることなどに十分に留意しながら、再開発検討段階、施行段階、再開発実現後の展開など、再開発を通じたまちづくりの進め方について検討を行うこと。

#### ウ 再開発を通じたまちづくりを進めるための支援の在り方の検討

地区指定の段階、地区特性、実現される開発内容（市の政策的位置づけ、政策的に誘導できる公共貢献の有無、開発エリアや開発規模、地域のまちづくり上の重要性など）や開発実現後の展開に応じた有効な補助制度や容積緩和策の活用など、再開発を通じたまちづくりを進めるための札幌市の支援の在り方について検討を行うこと。

### (3) 実務担当者協議の設定及び有識者会議の進め方検討

#### ア 実務担当者協議の設定

上記「(1) 札幌市の再開発を取り巻く現状と課題の総括及び次期方針の基本目標の検討」、「(2) 地区指定、まちづくりの進め方及び支援の在り方の一体的な方向性検討」を進めるに際して、検討の各段階において、再開発に係る実務担当者協議を設定すること。また、実務担当者協議の結果について、その都度、本業務の検討に反映させること。

実務担当者協議について、参加者は委託者である札幌市事業推進課（事業初動期の相談担当、補助事業実務担当など）の職員及び必要に応じて受託者の関係職員を想定している。市役所内の会議室で行うことを想定しているため、会場の確保に係る費用は本業務の見積額に含めないこと。

## イ 有識者会議の進め方検討

次期方針の策定について、委託者において令和6年度に有識者等による検討部会を立ち上げ、令和6、7年度と検討部会における検討を進め、令和7年度中に次期方針を策定する予定である。委託者が令和6年度から検討部会に臨むことに留意し、検討部会の進め方案を作成すること。また、作成した検討部会の進め方案及び本件業務の検討結果を用いて、第1回目の検討部会用資料（パワーポイント形式）を作成すること。

## 5 予算規模

9,361,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）を上限とする。

※ 上記金額は規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

## 6 履行期限

令和6年3月22日（金）

## 7 成果品

- (1) 業務報告書：2部
- (2) 業務報告書概要版（A4又はA3で1～2枚程度）：2部
- (3) 電子データ：PDF及びWord、Excel、PowerPoint等作業可能な形式
- (4) その他本業務に関連するもので委託者が必要とするもの

## 8 参加資格

- (1) 札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「建設関連サービス業」、中分類「建設関連調査サービス業」に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募開始日から契約締結日までの期間に、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事

- 再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者（手続き開始の決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 同一の企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- (6) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年2月26日条例第6号）第2条第2項に規定する暴力団員又は同条例第7条に規定する暴力団関係事業者ではないこと。

## 9 企画提案を求める項目

### (1) 業務の実施方針

提案者の本業務に対する考え方や取組方針を提案すること。

### (2) 札幌市の再開発を取り巻く現状と課題の総括、及び基本目標の検討

#### ア 再開発に係る政策動向等の把握・整理

再開発に係る国及び札幌市の政策動向の変遷、次期方針下における再開発に求められる主な公共貢献、次期方針の対象期間中及びその前後の期間における主な都市開発動向について、効果的に把握・整理する方法と重視する視点や考え方について提案すること。

#### イ 現行方針に係る評価検証

現行方針下及び現行方針に関連して施行された再開発事業や優建事業をはじめとする「誘導する手法」に係る実績、現行方針の達成状況、現行方針の運用上の課題整理を含む「現行方針に係る評価検証」について、効果的な実施方法と重視する視点や考え方について提案すること。

なお、評価検証事項のうち、「誘導する手法」の実績検証に係る提案に際しては、実績検証の対象とする「誘導する手法」の範囲を明らかにするとともに、経済波及効果など定量的な投資効果分析に係る効果的かつ実効性のある検証方法について特に提案すること。

#### ウ 再開発を取り巻く現状と課題の総括及び基本目標の検討

上記アとイの結果を踏まえた札幌市の再開発を取り巻く現状と課題の総括、及び次期方針下における基本目標の検討について、効果的な進め方と重視する視点や考え方について提案すること。

(3) 地区指定、まちづくりの進め方及び支援の在り方の一体的な方向性検討

ア 地区指定、まちづくりの進め方及び支援の在り方の方向性検討

次期方針下における地区指定、指定した地区ごとの再開発を通じたまちづくりの進め方、及び再開発を通じたまちづくりを進めるための支援の在り方について、検討を進めるための方法と重視する視点や考え方について提案すること。

イ 有機的な関連性を確保するための視点や考え方

より官民が連携したまちづくりの展開に向けて、各検討事項（地区指定、まちづくりの進め方及び支援の在り方）について有機的な関連性を持たせるために必要となる視点や考え方について提案すること。

(4) 実務担当者協議の設定と協議スケジュール

再開発に係る実務担当者の意見や課題感を引き出すとともに、その結果を本件業務の検討に反映させていくための協議の場の設定とそのスケジュールについて、効果的な方法と重視する視点や考え方について提案すること。

(5) 独自提案

本業務の目的達成に資する独自の取組がある場合は提案すること。

(6) 業務実績、業務体制及び業務スケジュール

本業務を執行するに当たり、どのような実効性のある執行体制を組もうとするか。また、本業務に類似・関係等のある過去の業務実績、着実に実施できる業務体制、スケジュールを示すこと。

## 10 申込方法

### (1) 提出物

正本は以下のア～カの構成で一式とし、1部提出すること（提出に当たっては、一式を左肩一箇所でもチキス留めすること）。

副本は以下のイ～オの構成で一式とし、11部提出すること（提出に当たっては、一式をゼムクリップで留めること。ホチキスは使用しないこと）。

なお、いずれの場合も特別な製本、折込等はしないこと。また、用紙の規格、枚数、様式等は厳守すること。

ア 参加意向申出書（A4縦、1枚、様式1）

イ 業務従事者一覧（A4縦、片面印刷、必要枚数、様式2）



- ウ 類似業務等実績一覧（A 4 縦、片面印刷、必要枚数、様式 3）
- エ 業務体制の概要及び実施方法（A 4、片面印刷、必要枚数、様式 4）
- オ 企画提案書（A 3 横、片面印刷、3 枚以内、様式自由）
- カ 業務費内訳書（積算書）（A 4 縦、片面印刷、必要枚数、様式自由）

(2) 提出方法及び提出先

郵送又は持参にて提出すること。提出先は以下のとおり。

**【提出先】**

〒060-8611 北海道札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市役所 まちづくり政策局 都市計画部 事業推進課（4 階南側）

(3) 提出期限

令和 5 年 6 月 26 日（月） 17 : 15 **【必着】**

(4) 提出書類の入手方法

様式については、札幌市公式ホームページにてワードデータが取得可能であるとともに、提出先である札幌市まちづくり政策局都市計画部事業推進課でも配布する。

**【札幌市公式ホームページ】**

<https://www.city.sapporo.jp/keikaku/kikakukokuji5-02.html>

(5) 提出書類の記載に当たっての注意事項

記載に当たっては、以下の事項に留意すること。

ア 業務従事者一覧について

(ア) 今回の業務を受託する場合に実務に携わる者を記載すること。

(イ) 委託の相手方として選定された場合、業務を進めるに当たって他の会社（者）の協力が予定されている場合についても記載すること。

(ウ) 本業務について全般的かつ総合的な役割を担う総括責任者 1 名を明記すること。

(エ) 業務実施中、委託者との打ち合わせ等の際に常に参加するなど委託者との窓口となる実務従事者の氏名の後ろには（○）をつけること。

イ 類似業務等実績一覧について

本業務に活かすことができると考える類似・関連業務の実績について差し支えない範囲で具体的に記載すること。なお、これまでの実績で特筆すべきものがあれば企画提案書に詳細に記載してもよい。ただし、その場合も企画提案書の枚数

の追加は認めない。

ウ 企画提案書について

(ア) 企画提案は具体性を持って簡潔かつ明瞭に記載すること。

(イ) 提出された企画提案書等は返却しない。

(6) 参考資料

ア 札幌市まちづくり戦略ビジョン（ビジョン編・戦略編）

<https://www.city.sapporo.jp/kikaku/vision/vision1/index.html>

イ 札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2019

<https://www.city.sapporo.jp/chosei/actionplan2019.html>

ウ 第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン（ビジョン編）

<https://www.city.sapporo.jp/kikaku/vision/vision2/index.html>

エ 第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン（戦略編答申書）

<https://www.city.sapporo.jp/kikaku/vision/vision2/shingikai/index.html>

オ 札幌市都市再開発方針

<https://www.city.sapporo.jp/toshi/saikaihatsu/hoshin.html>

カ 第2次札幌市都市計画マスタープラン

<https://www.city.sapporo.jp/keikaku/master/>

キ 札幌市立地適正化計画

<https://www.city.sapporo.jp/keikaku/rich/>

ク 都心まちづくりの今日的動向等に関する調査・研究

[https://www.city.sapporo.jp/somu/machikiso/seika\\_r03.html](https://www.city.sapporo.jp/somu/machikiso/seika_r03.html)

ケ 札幌市の市街地再開発事業等の事業地区一覧

<https://www.city.sapporo.jp/toshi/saikaihatsu/redevelopment/jigyo/index.html>

コ 都市開発支援策に関するアンケート調査（令和4年3月）

サ 都市再開発方針に係る調査検討業務 報告書（令和5年3月）

※コ、サについては札幌市まちづくり政策局都市計画部事業推進課にて、資料のうち提供可能な部分について提供するため、提供を希望する者は「16 問い合わせ先」の担当者まで連絡すること。当該資料の取扱いに際しては守秘するものとし、本公募型企画競争の目的以外には使用しないこと。

## 11 質疑

### (1) 質問方法

質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の質問書（様式5）に質問の要旨を簡潔に記入し、札幌市まちづくり政策局都市計画部事業推進課あてに電子メールで送信すること。

電子メールのタイトルは、「令和5年度 都市再開発方針の策定に係る検討業務 質問書」とし、令和5年6月16日（金）12：00まで受け付けるものとする。

#### 【送付先電子メールアドレス】

Jigyousuishin-kei@city.sapporo.jp

### (2) 質問に対する回答

回答は電子メールにて行う。また、公平を期すため、公開する必要があると認められる場合は、質問と回答の要旨をホームページにて回答する。

## 12 選定方法について

提出された企画提案は、札幌市の関係部局の職員などからなる「令和5年度 都市再開発方針策定に係る検討業務」企画競争実施委員会（以下「実施委員会」という。）において、後述「12 評価基準」により(1)、(2)のとおり審査を行い、最も優れた提案者を選定する。

### (1) 一次審査

ア 提出書類による書類審査を行う。

イ 一次審査通過の企画提案は、総合的に評価を行い4件とする。

ウ 一次審査の結果は、確定後直ちに提案者全員に文書で通知する。

エ 応募件数が4件以下の場合は一次審査を省略する。この場合は、提出者全員に別途連絡する。

### (2) 最終審査

ア 一次審査を通過した提案者に対してヒアリングを実施する。

イ 出席者は総括責任者を含む最大3名までとする。

ウ ヒアリングは1社30分（説明20分、質疑10分）とし、順次個別に行う。提案者が行う説明は企画提案書を用いて行うものとし、資料の追加や映像等の特別な機材等の持ち込み・使用は一切認めない。

エ 原則、ヒアリングは対面を想定しているが、状況に応じてオンライン等で実施する場合もある。審査方法等については、別途提案者に通知する。

オ ヒアリングの結果は、提案者全員に対し書面により通知する。なお、最終審査の結果に関する質問については、「16 問い合わせ先」にて受け付ける。

(3) 契約の相手方について

ア 契約の相手方は上記審査によって選定された者との間で随意契約により行うことを原則とする。その手続きについては札幌市契約規則による。また、受託者名及び評価点は、契約の締結後、本公募型企画競争の結果と併せて公表する。

イ 選定された者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

ウ 企画提案に当たり、虚偽の記載など不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方としない場合がある。

エ 契約候補者が提案書類に記載した事項の変更は原則として認めない。

(4) 審査スケジュール（予定）

ア 一次審査（書類審査） 令和5年6月27日（火）

イ 最終審査（ヒアリング） 令和5年7月5日（水）

※上記スケジュールは変更となる場合がある。

## 13 評価基準

(1) 審査は下表2に示す審査項目による総合点数方式とし、満点の6割を最低基準点と定める。

(2) 一次審査においては、最低基準点以上の者のうち、委員会委員の評価の合計点数が高い順に通過者を決定する。

(3) 最終審査においては、一次審査の結果を持ち越さないものとし、最低基準点以上の者のうち、実施委員会委員の評価の合計点数が最も高い提案者を契約候補者とする。合計得点が同点となった場合は、下表2で示す評価の視点(2)及び(3)の合計得点が高かった提案者に決定し、それでもなお同点となる場合は、実施委員会の協議により決定する。

(4) 企画提案への参加者が1社（者）となった場合で、合計得点が最低基準点に満たない場合は不採択とする。

下表 2

評価の視点	配点
(1) 業務の実施方針 ・業務の目的・内容を十分に理解しているか。	15
(2) 札幌市の再開発を取り巻く現状と課題の総括、及び基本目標の検討 ・再開発に係る政策動向の変遷、再開発に求められる主な公共貢献、主な都市開発動向について、効果的に把握・整理する方法が示されているか。 ・再開発事業をはじめとする「誘導する手法」の実績、現行方針の達成状況や運用上の課題整理を含む「現行方針に係る評価検証」について、効果的な実施方法が示されているか。 ・再開発を取り巻く現状と課題の総括、及び次期方針の基本目標の検討について、効果的な進め方が示されているか。	25
(3) 地区指定、まちづくりの進め方及び支援の在り方の一体的な方向性検討 ・次期方針下における地区指定、再開発を通じたまちづくりの進め方及び再開発を通じたまちづくりを進めるための支援の在り方について、それぞれ効果的な検討方法が示されているか。 ・各検討事項（地区指定、まちづくりの進め方及び支援の在り方）について、有機的な関連性を持たせるための視点や考え方が示されており、より官民が連携したまちづくりの展開が期待できるか。	25
(4) 実務担当者協議の設定と協議スケジュール ・協議の場の設定方法とそのスケジュールの考え方は効果的か。	10
(5) 独自提案 ・業務の目的を達成するに当たり、独自性があり、効果的な提案となっているか。	15
(6) 業務実績、業務体制及び業務スケジュール ・業務全体を円滑に進められると判断できる十分な実績があるか。 ・業務全体を円滑に進められる体制、スケジュールが提案されているか。	10

## 14 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした者
- (2) 本要領に定める手続き以外の手法により、選定委員会の委員及び市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者
- (3) 本公募型企画競争の手続き期間中に指名停止を受けた者
- (4) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が本要領及び各様式の

留意事項に適合しなかった者

(5) 審査の公平性を害する行為を行った者

(6) その他、本要領等に定める手続き、方法等を遵守しない者

## 15 その他留意事項

(1) 本公募型企画競争の提案に係る一切の費用は提案者の負担とする。

(2) 提出書類の著作権は各提案者に帰属する。なお、企画提案書等の内容等が、特許権など法令等に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果及び責任は提案者が負うこととする。

(3) 同一の提案者から複数の企画提案書の提出は認めない。

(4) 提案書類は原則として公開しない。ただし、本公募型企画競争の実施に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾すること（複製の作成を含む）。なお、提出書類について、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）等に基づく請求などにより、公開される場合がある。

(5) 提出期限後の提出、差し替え、変更、再提出及び追加は認めない。

(6) 業務従事者一覧に記載された総括責任者は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、変更することができない。

(7) 契約の相手方は、その後の委託業務の遂行に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする（複製の作成を含む）。

(8) 札幌市が提供した資料は、札幌市の了解なく公表、使用することができない。

(9) 本業務に係るデザイン、意匠、著作権及び業務に付随して発生するすべての権利は札幌市に帰属し、札幌市の許可なく無断で使用、情報提供等を行うことを禁ずる。また、本業務に関連して得られた個人及び企業情報等のすべてについて、札幌市及び当該個人並びに当該企業の代表者の許可なく第三者に情報提供あるいは情報を漏らすことを禁ずる。

## 16 問い合わせ先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目（札幌市役所4階）

札幌市 まちづくり政策局 都市計画部 事業推進課 担当：佐藤

TEL：011-211-2706 メール：Jigyousuishin-kei@city.sapporo.jp